

お取引先各位

2023年9月12日  
富士金属工業株式会社

## 適格請求書発行事業者登録番号および適格請求書のご案内

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書保存方式(インボイス制度)の導入が予定されております。

これに伴い、消費税仕入税額控除を行う場合、課税業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

本制度の対応に伴い、下記の通り弊社の適格請求書発行事業者登録番号および弊社指定適格請求書をご案内申し上げます。

なお、お知らせが重複する場合がございますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 弊社登録番号 **T4140001005294**
2. 弊社ウェブサイトのダウンロードページより指定請求書(マイクロソフトエクセル書式)をダウンロードしていただき、ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
取引先コードが不明な場合は弊社総務部までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

弊社ウェブサイト

<https://fuji-structure.co.jp>

以上